

第3回西知多医療厚生組合議会臨時会

会 議 録

令和7年（2025年）7月3日

西知多医療厚生組合議会

令和 7 年第 3 回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録目次

議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定について	7
副議長の選挙	7
議会運営委員会委員の指名	8
諸般の報告について	9
西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	9
西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	11
公立西知多総合病院救急用自動車整備基金条例の制定について	12
損害賠償の額の決定について	15
令和 7 年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第 1 号）	16
管理者の選任について	20
議長の辞職について	20
議長の選挙	21
副議長の選挙	22
副管理者の選任について	23
監査委員の選任について	24

令和7年第3回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録

1 招集年月日 令和7年（2025年）7月3日 午後1時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員（14人）

1番 北川 明 夫

8番 高 橋 至

2番 今 瀬 和 弘

9番 竹 内 祥 浩

3番 中 村 義 幸

10番 高 橋 直 之

4番 秋 葉 みどり

11番 小 浦 智 夫

5番 工 藤 政 明

12番 藤 井 貴 範

6番 江 川 祐 之

13番 藤 沢 巖

7番 石 丸 喜久雄

14番 渡 邊 眞 弓

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 令和7年（2025年）7月3日 午後1時30分

閉会 令和7年（2025年）7月3日 午後2時38分

第1日 (7月3日)

1 出席議員(14人)

1番	北川明夫	8番	高橋至
2番	今瀬和弘	9番	竹内祥浩
3番	中村義幸	10番	高橋直之
4番	秋葉みどり	11番	小浦智夫
5番	工藤政明	12番	藤井貴範
6番	江川祐之	13番	藤沢巖
7番	石丸喜久雄	14番	渡邊眞弓

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

管理者	宮島壽男	副管理者	花田勝重
副管理者	立川泰造		
代表監査委員	市原健太郎	会計管理者	吉田幸尚
[総務部]			

総務部長	鈴木俊毅	総務課長	宇野孔美
施設管理課長	清水信宏		
[公立西知多総合病院]			

公立西知多総合病院長	吉原基	副院長兼看護局長	宮原晴子
副院長兼病院事務局長	許斐正啓	企画管理課長	谷川正仁
企画管理課統括主幹	大岩喜恵	企画管理課課長兼人事管理	牧野達弘
医事課長	森田美和	室長兼DX推進室長	

[看護専門学校]			
看護専門学校長	鰐部貴久美	庶務課長	石橋謙介
教務課長兼教務主任	齋藤陽子		

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]			
健康福祉監	橘洋子	環境経済部長	河田明

[知多市]

健康文化部長 加 藤 由 裕 環境経済部長 竹 内 和 彦

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

議会事務局長 小 林 照 彰 書 記 保 科 達 郎
書 記 久 野 真 弘

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		議席の指定
2		会議録署名議員の指名
3		会期の決定について
4		副議長の選挙
5		議会運営委員会委員の指名
6		諸般の報告について
7	1 4	西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
8	1 5	西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
9	1 6	公立西知多総合病院救急用自動車整備基金条例の制定について
1 0	1 7	損害賠償の額の決定について
1 1	1 8	令和 7 年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第 1 号）
1 2		管理者の選任について
追加		議長の辞職について

追加		議長の選挙
追加		副議長の選挙
1 3	同意 3	副管理者の選任について
1 4	同意 4	監査委員の選任について

6 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(7 月 3 日 午後 1 時 3 0 分 開会)

議長 (北川明夫)

本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変御苦勞さまでございます。初めに、6 月 1 8 日付けで知多市選出議員である中山貴弘議員、伊藤正明議員、石濱隼人議員、泉清秀議員、藤井貴範議員、林正則議員、伊藤清一郎議員から辞職願が提出され、これを許可いたしましたので御報告します。

次に、6 月 1 9 日付けで、知多市議会の組合議員の交代がございましたので、ここで全員の皆様に、お手元の名簿の順番に従いまして、自己紹介をしていただきたいと思います。指名はいたしませんので、東海市選出議員から順次、お名前・所属委員会等の自己紹介をお願いいたします。

(① 東海市選出議員 ② 知多市選出議員)

ありがとうございました。

次に、理事者側につきましても、管理者から順次、自己紹介をお願いいたします。

(① 理事者側 ② オブザーバー)

ありがとうございました。

現在の出席議員は、1 4 人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。

ただいまから、令和 7 年第 3 回西知多医療厚生組合議会臨時会を開会いたします。

会議に先立ち、管理者から挨拶をいただきます。

管理者 (宮島壽男)

議長のお許しを得ましたので、開会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和 7 年第 3 回西知多医療厚生組合議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび、知多市議会におかれましては改選が行われ、ただいま自己紹介いただきました 7 人の方が組合議員に御就任された訳でございます。今後とも、組合のよりよい運営と発展のため、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」はじめ 7 件の議案でございます。

何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（北川明夫）

ありがとうございます。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（北川明夫）

日程第1「議席の指定」を議題といたします。

知多市選出議員の議席については、ただいま御着席の席とし会議規則第3条第1項の規定により、8番高橋至議員、9番竹内祥浩議員、10番高橋直之議員、11番小浦智夫議員、12番藤井貴範議員、13番藤沢巖議員、14番渡邊眞弓議員、以上のとおり指定いたします。

議長（北川明夫）

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、3番中村義幸議員、8番高橋至議員を指名いたします。

議長（北川明夫）

日程第3「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

議長（北川明夫）

日程第4「副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推せんにより行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推せんによることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

従来 of 慣例によりまして、知多市議会議長の渡邊眞弓議員を副議長に指名したいと存じます。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名しました渡邊眞弓議員を副議長の当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渡邊眞弓議員が副議長に当選されました。ただいま、副議長に当選されました渡邊眞弓議員に会議規則第31条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。それでは、就任の挨拶をお願いいたします。

副議長（渡邊眞弓）

ただいま、西知多医療厚生組合議会の副議長に御指名いただきまして、身に余る光栄と感謝申し上げます。このうえは、組合議会のために、誠心誠意の努力をしてまいる所存でございます。よろしく御指導、御鞭撻賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

議長（北川明夫）

日程第5「議会運営委員会委員の指名」を議題といたします。

議会運営委員会委員の指名については、委員会条例第3条の規定により、藤沢巖議員、高橋至議員、以上2人を指名いたします。

次の休憩中に議会運営委員会の正副委員長 of 互選を行い、その結果を御報告願います。議会運営委員会の開催については、委員会室で行いますので、委員の皆様は御参集ください。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 4 0 分)

(再開 午後 1 時 4 5 分)

議長（北川明夫）

休憩前に引き続き、会議を行います。

議会運営委員会の正副委員長の互選結果を報告いたします。

委員長に今瀬和弘議員、副委員長に藤沢巖議員が選出されました。

議長（北川明夫）

日程第 6 「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和 7 年 2 月分から 4 月分までの例月出納検査結果報告が提出されましたが、お手元にお配りしたとおりでございますので、これをもって報告にかえさせていただきます。

議長（北川明夫）

日程第 7、議案第 1 4 号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（鈴木俊毅）

ただいま上程されました、議案第 1 4 号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業に関する取得内容の追加等をするため、改正するものでございます。なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（宇野孔美）

議案第 1 4 号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、4 枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

第 1 条は、引用条項の変更等でございます。

第22条には、部分休業を請求することができない職員の範囲の変更等で、勤務時間の制限を撤廃し、部分休業を取得できる非常勤職員の範囲を拡大するものでございます。

第23条の改正は、第1号部分休業の承認範囲の拡大等で、第1項は、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止し、当該部分休業を「第1号部分休業」と称するものでございます。2ページをお願いします。

第2項及び第3項は字句の整理でございます。

第23条の2は、第2号部分休業の承認に関する規定の追加で、新たに1時間単位で1年に10日相当時間数の範囲内で部分休業を取得できるパターンを「第2号部分休業」と称して追加するものです。

第23条の3は、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間に関する規定の追加で、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度単位とするものでございます。3ページをお願いします。

第23条の4は、育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間に関する規定の追加で、第1号で非常勤職員以外の職員は77時間30分と、第2号では非常勤職員について、1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とするものでございます。

第23条の5は、育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情に関する規定の追加で、1年度中に第1号と第2号の部分休業間での変更を可能とする特別な事情を定めるものでございます。

第24条は、字句の整理でございます。

第25条は、部分休業の承認の取消事由に関する規定の変更で、これまで第14条の育児短時間勤務の取消の部分に準用していたところを第3項変更、いわゆる「特別な事情が生じたことにより、職員が部分休業の申出の内容を変更したとき」と取消事由を整理したものでございます。4ページをお願いします。

附則第1項は施行期日で、この条例は法の施行日である、令和7年10月1日から施行するものです。附則第2項は経過措置で、令和7年10月から令和8年3月までの半年間は、第2号部分休業の時間数を非常勤職員以外は38時間45分、非常勤職員は勤務時間に5を乗じて得た時間とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんのでお願いいたします。それでは質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第14号「西知多医療厚生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

議長（北川明夫）

日程第8、議案第15号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（鈴木俊毅）

ただいま上程されました、議案第15号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等をするため、改正するものでございます。なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（宇野孔美）

議案第15号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、別添参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。第18条の2は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等に関する規定の追加で、第1項は、職員本人又はその配偶者が妊娠・出産したことを申し出たときに、「出生時両立支援制度等」の利用について、

第1号で情報提供を、第2号で意向確認を、第3号で意向配慮をしなければならないと義務化したものでございます。

第2項は、3歳に満たない子を養育する職員に対して、「育児期両立支援制度等」の利用について第1項と同様に情報提供、意向確認、意向配慮をしなければならないと義務化したものでございます。2ページをお願いします。

第18条の3は条の繰り下げ及び字句の整理、第18条の4は条の繰り下げでございます。附則第1項は施行期日で、この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。附則第2項は経過措置で、施行日前であっても3歳に満たない子を養育する職員に対して、「育児期両立支援制度等」の利用について情報提供等を行うことができる規定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。それでは質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第15号「西知多医療厚生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

議長（北川明夫）

日程第9、議案第16号「公立西知多総合病院救急用自動車整備基金条例の制定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました、議案第16号「公立西知多総合病院救急用自動車整備

基金条例の設置について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由といたしましては、昨年度実施いたしました救急用自動車の更新のためのクラウドファンディングで御支援いただいた寄附金のうち、救急用車両購入等に使用した分の残額に対して基金を設置し、今後の救急用自動車の車両整備に活用していくものでございます。なお、詳細につきましては、企画管理課長から御説明申し上げます。

企画管理課長（谷川正仁）

議案第16号「公立西知多総合病院救急用自動車整備基金条例の設置について」の内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は趣旨であり、地方自治法第292条において準用する同法第241条の規定に基づき基金について定めるものです。

第2条は設置に関するもので、救急用自動車の整備に要する経費に充てるため寄附された寄附金を積み立てるためこの基金を設置するものでございます。

第3条は管理に関するもので、基金に属する現金は金融機関への預金など最も確実に有利な方法により保管するものでございます。

第4条は運用益金の処理に関するもので、基金の運用から生ずる収益は、病院事業会計へ計上し、基金に編入するものでございます。

第5条は繰替運用に関するもので、管理者は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を病院事業会計に繰り替えて運用することができるものでございます。

第6条は処分に関するもので、基金は、救急用自動車の整備に関する事業で、管理者が認めるものの経費に充てる場合に限り、処分することができるものでございます。

第7条は委任に関するもので、この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、管理者が定めるとするものでございます。附則は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

3番（中村義幸）

それでは4点質問させていただきます。

1点目は、第3条第1項の「最も確実かつ有利な方法」の具体的な方法について。

2点目は、第3条第2項有価証券に代えて運用損が出た場合、第4条の病院事業会計で処理するのかどうか。

3点目は、第5条の「病院事業の現金に繰り替えて運用する」とは具体的にどんな運用が考えられるか。

4点目は、第6条の経費は本会計では計上していないのか。以上の4点です。

企画管理課長（谷川正仁）

御質問の1点目「最も確実で有利な方法とは具体的にどのような方法か」でございますが、具体的には、国債や地方債など、安全性の高い有価証券を考えてございます。

御質問の2点目「有価証券に代えて運用損が出た場合、病院事業会計で処理するののか」でございますが、運用損が出た場合は、病院事業会計で補填することとなると考えますが、そのようなことが無いよう安全性や収益性を考慮してまいります。

御質問の3点目「病院事業の現金に繰り替えて運用する」とは具体的にどのような運用が考えられるか」でございますが、これは、経理上の必要性から、基金の資金を病院事業会計の資金として活用する措置ですが、基金の設置目的を損なわない範囲で行うことから、救急外来の運営や災害時の対応上必要に迫られた場合が想定されます。

御質問の4点目「第6条の経費は本会計では計上していないのか」でございますが、経費については、病院事業会計に計上し、収入に基金からの繰入金を計上いたします。以上でございます。

8番（高橋至）

2点お願いします。

1点目は、今後も寄付を募る予定があるのかについて。

2点目は、基金の保管方法について。以上です。

企画管理課長（谷川正仁）

御質問の1点目「今後も寄附を募る予定があるのか」でございますが、現在のところ寄附を募る予定はございません。

次に、御質問の2点目「基金の保管方法について」でございますが、指定金融機

関に新たな口座を設け、運用していく予定でございます。以上でございます。

議長（北川明夫）

他にありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第16号「公立西知多総合病院救急用自動車整備基金条例の制定について」原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員挙手 ）

ありがとうございました。

全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

日程第10、議案第17号「損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました、議案第17号「損害賠償の額の決定について」につきまして、御説明申し上げます。

損害賠償の額及び相手方といたしましては、賠償額100万円を大府市在住の個人に賠償するものでございます。事故の概要につきましては、相手方患者は令和6年3月29日に転倒により左橈骨遠位端骨折つまり左手首骨折のため入院。その際撮影した胸部X線写真には精密検査が必要な陰影がありました。同年9月3日、吐き気、食事摂取困難等により近隣開業医を受診、精密検査のため、当院消化器内科を紹介されました。同月4日消化器内科にてCT検査を実施した結果、右下葉無気肺像、気管分岐部下部リンパ節腫脹が確認され、精密検査により右下葉肺がんステージⅢbと診断されました。

3月29日に撮影した胸部X線写真の確認を失念したことにより、異常陰影への対応が遅れ、患者の肺がんの早期発見早期治療の機会を逸する結果となり、顧問弁

護士、保険会社と協議し、相手方患者との合意が得られたため本臨時会に本議案を上程したものでございます。

なお、この賠償額につきましては、保険会社から全額補填されます。日頃より、細心の注意を払い診療を行っているところでございますが、このような事故が起きましたことは誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

8 番（高橋至）

橈骨遠位端骨折の患者に対し、胸部X線写真を撮った経緯について伺います。

企画管理課長（谷川正仁）

御質問の「橈骨遠位端骨折の患者の胸部X線写真を撮った経緯」でございますが、当院では入院前に胸部X線を取ることが基本となっており、今回もその手順に従って撮影したものです。以上でございます。

議長（北川明夫）

他にありませんか

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第17号「損害賠償の額の決定について」原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員挙手 ）

ありがとうございました。

全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（北川明夫）

日程第11、議案第18号「令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました議案第18号「令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は、財政融資資金等から借り入れていた借入金の利息の利率が上がったことに対応するためと、クラウドファンディングで御寄付いただいた金額の残額を基金に積み立て今後の車両整備に活用するため行うものでございます。第2条は、収益的収入及び支出、支出の予定額で、第1款病院事業費用第2項医業外費用の4億8,623万円に、補正予定額9,390万円を増額し、5億8,013万円とするものでございます。第3条は資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書中「不足する額6億754万円」を「不足する額6億979万円」に、「過年度分損益勘定留保資金4億9,624万円」を「過年度分損益勘定留保資金4億9,849万円」に改め、予定額の第1款資本的支出第3項投資3,888万円に、補正予定額225万円を増額し、4,113万円とするものでございます。

詳細につきましては、企画管理課長から御説明申し上げます。

企画管理課長（谷川正仁）

令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。6ページをお願いします。令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予定額明細書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、支出の第1款病院事業費用第2項医業外費用1目48節企業債利息を9,390万円増額し、1億975万円とするもので、その内容は、借入金の利率改定による利息額の増加に合わせ増額するものでございます。次に、資本的収入及び支出につきましては、支出の第1款資本的支出第3項投資に2目8節基金を新設するもので、クラウドファンディングによる寄付によって集まった金額から救急車両調達に必要な経費を差し引いた225万円を計上するものでございます。以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いします。

議長（北川明夫）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

3番（中村義幸）

2点質問します。

1点目は、6ページの資本的収入及び支出の支出1款3項2目8節基金225万円の根拠となるクラウドファンディングの収支の内訳について。

2点目は、クラウドファンディングのプラットフォームの業者の選定方法と、委託料の決め方について。以上です。

企画管理課長（谷川正仁）

御質問の1点目「クラウドファンディングの収支の内訳」についてでございますが、特設サイトに表記している寄附金額3,653万6,107円にクラウドファンディングの実施期間後に寄附を頂いた20万円を足し、さらに返金対応分の5万円及び業者への委託料803万7,944円を差し引きました2,864万8,163円が収入額となります。ここから、車両代として2,265万2,718円、車両に搭載する医療機器代としてベッドサイドモニター242万円、除細動器110万円、携帯用電動吸引機21万7,800円の計373万7,800円を差し引きました残額225万7,645円から225万円分を基金に繰り入れるものでございます。

御質問の2点目「業者の選定方法と、委託料の決め方について」でございますが、業者選定につきましては、公募型プロポーザル方式により実施し、READYFOR株式会社を選定いたしました。プロポーザルの実施にあたり参加条件としては、令和3年度から令和5年度までの3年間に寄附金額500万円以上のクラウドファンディング支援業務の目標達成実績を5件以上有するという条件で公募した結果、READYFOR株式会社1社の応募があり、院内の選定委員会を開催したうえで業者決定をいたしました。また、委託料につきましては、業者から提案成功報酬見積書を頂き決定したものでございます。

クラウドファンディングを実施するにあたり、車両購入の資金集めだけを目的にするのではなく、当院がこれまで行ってきた災害医療や救急医療に加え、ドクターカー事業など、病院の取り組みを周知する広報活動に対する効果を期待しておりました。READYFOR株式会社は、専用のWEBサイトを運営しており、当院の取り組みを全国的に広報でき、また、これまでの事業経験からクラウドファンディングを効果的に実施する方法をもっております。それらを都度提案いただき、実施期間中も寄附の状況に応じた対応をすることができました。また、当該WEBサイトは現在も使用することができ、活動報告を更新し、ドクターカーとしての初出動のお知らせなどを掲載し全国に向けて広報活動を行っております。今回の救急用自

動車の更新にあたり、委託料を含み病院事業会計に負担をかけることなく実施することができたと考えております。以上でございます。

8 番（高橋至）

1 点お願いします。6 ページ収益的収入及び支出の支出 1 款 2 項 1 目 4 8 節企業債利息で、当初予算 1, 6 8 5 万円に対して、9, 3 9 0 万円もの増額補正となった理由について、お願いします。

企画管理課長（谷川正仁）

御質問の「当初予算 1, 6 8 5 万円に対して、9, 3 9 0 万円の増額補正となった理由」でございますが、今回の補正は金利の利率見直しにより行うものでございます。大きくは病院本体、院内保育所、駐車場等構造物の建設に係る起債で、5 年ごとの利率見直しが行われます。今までは病院本体と院内保育所で利率 0. 0 0 2 %、駐車場等構築物で 0. 0 0 3 %であったものが今回の見直しにより利率 1. 1 %となりました。これによりもともと借入額の大きな病院本体分の利息額が大幅に増加し、9, 1 5 9 万 4, 6 3 2 円の増額となりました。同じく院内保育所では 7 9 万 5, 6 6 6 円の増額、駐車場等構築物で 4 0 万 2, 8 4 9 円の増額、さらに昨年度借り入れた医療機器購入に係る起債の利息について当初予算で 0. 5 %を見込んでいたものが 0. 9 5 %となったことによる 1 1 1 万 6, 2 8 5 円の増額をあわせて 9, 3 9 0 万円の増額補正となったものでございます。

議長（北川明夫）

他にありませんか

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第 1 8 号「令和 7 年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第 1 号）」原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員挙手 ）

ありがとうございました。

全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり、可決されました。

議長（北川明夫）

日程第１２「管理者の選任について」を議題といたします。

（副管理者 花田勝重 退席）

現管理者の宮島壽男知多市長は７月６日をもって任期満了となります。

お諮りいたします。

次期管理者には、西知多医療厚生組合規約第９条第１項の規定により、花田勝重東海市長を選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、花田勝重東海市長が次期管理者に選任されました。

（副管理者 花田勝重 着席）

それでは、次期管理者に選任されました花田勝重東海市長に御挨拶をお願いいたします。

副管理者（花田勝重）

議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、西知多医療厚生組合の次期管理者として御選任をいただき、その重責を担うこととなりました。宮島知多市長さんが、この２年間、組合の発展のために御尽力された業績を引き継ぎ、私も誠心誠意努力してまいる所存でございますので、現管理者同様、皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

議長（北川明夫）

ありがとうございました。

この際、暫時休憩といたします。午後２時２５分まで休憩いたします。

（休憩 午後２時１８分）

（再開 午後２時２４分）

副議長（渡邊眞弓）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に北川議長から「議長の辞職願」が提出されましたので、地方自治法第292条において準用する、同法第106条第1項の規定により、ただいまから、副議長の私が議長の代理を務めますので、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。本日の議事日程につきましては、付議事件の追加がありますので、この際、ただいま配付しました議事日程のとおり、「議長の辞職について」と「議長の選挙」を日程追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって、ただいま配付しました議事日程のとおり、日程追加することに決定しました。

ただいま、日程追加になりました「議長の辞職について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する、同法第117条の規定により、北川明夫議長の退席を求めます。

（北川明夫議長 退席）

職員に議長の辞職願を朗読させます。

（議会事務局長 朗読）

お諮りいたします。北川明夫議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって、北川明夫議長の辞職を許可することに決定しました。退席中の北川明夫議員の入場を求めます。

（北川明夫議員 着席）

副議長（渡邊眞弓）

続きまして同じく日程追加となりました、「議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、投票、指名推せんのいずれの方法にいたしましょうか。

2番（今瀬和弘）

議長の選挙の方法につきましては、指名推せんをお願いしたいと思います。

副議長（渡邊眞弓）

ただいま、指名推せんという発言がございました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推せんによることに決定しました。それでは、どなたか御推せんいただけますでしょうか。

2 番（今瀬和弘）

私は、従来の慣例によりまして、知多市議会議長の渡邊眞弓議員を議長に推せんいたします。

副議長（渡邊眞弓）

ただいま、知多市議会議長の渡邊眞弓を指名する旨の発言がございました。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名がありました私、渡邊眞弓が議長に当選となりました。

ただいま、議長に当選いたしました私、渡邊眞弓に会議規則第31条第2項の規定により当選人の告知をします。それでは就任の挨拶をさせていただきます。

議長（渡邊眞弓）

ただいま皆様方の御推挙により、議長の要職に就くことになりました渡邊でございます。誠に身に余る光栄であると同時に、その責任の重さを感じております。微力ではございますが、組合議会の運営に最善の努力をしてまいり所存でございます。皆様方の御支援、御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

議長（渡邊眞弓）

ただいま、私が議長に就任したことに伴い、副議長が欠けました。従いまして、付議事件の追加がありますので、この際、ただいま配付しました議事日程のとおり、「副議長の選挙」を日程追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。よって、ただいま配付しました議事日程のとおり、日程追加することに決定しました。ただいま、日程追加になりました「副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第118条第2項の規定により、指名推せんにより行いたいと思いま

す。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推せんによることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにし
たいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議長によりまして指名することに決定しました。
従来の慣例によりまして、東海市議会議長の北川明夫議員を副議長に指名したいと
存じます。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名しました北川明夫議員を副議長
の当選人とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました北川明夫議員が、副議
長に当選されました。ただいま、副議長に当選されました北川明夫議員に、会議規
則第31条第2項の規定により、当選人の告知をいたします。それでは、就任の御
挨拶をお願いいたします。

副議長（北川明夫）

議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、1年余りの議長の職を無事務めさせていただきありがとうございました。
そして、引き続き西知多医療厚生組合議会の副議長ということで、御指名を
いただきました。今後とも、組合議会のために渡邊議長を支え、東海・知多市民の
ため全力で頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（渡邊眞弓）

日程第13、同意第3号「副管理者の選任について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（鈴木俊毅）

ただいま上程されました、同意第3号「副管理者の選任について」御説明申し上
げます。

副管理者でありました星川功氏が、令和7年5月31日をもって東海市副市長の任期が満了となったことに伴い、副管理者の任期につきましても満了となりましたが、引き続き副管理者として選任いたしたいので、西知多医療厚生組合規約第9条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

星川功氏は、現在も東海市の副市長で、略歴はお配りしております参考資料のとおりでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（渡邊眞弓）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。同意第3号「副管理者の選任について」原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員挙手 ）

ありがとうございました。

全員の賛成を得ました。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

議長（渡邊眞弓）

日程第14、同意第4号「監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第292条において準用する、同法第117条の規定により、竹内祥浩議員の退席を求めます。

（竹内祥浩議員 退席）

提出者から提案理由の説明をお願いします。

総務部長（鈴木俊毅）

ただいま上程されました、同意第4号「監査委員の選任について」御説明申し上げます。

現委員の江川祐之氏から7月6日をもって辞任したい旨の願いがあり、これを承

認いたしました。したがって、その後任者として竹内祥浩氏の選任をお願いするものでございます。竹内祥浩氏は、現在、知多市議会の建設経済委員会委員長で、略歴はお配りしております参考資料のとおりでございます。人格、識見ともすぐれた方で適任でございますので、西知多医療厚生組合規約第10条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく、お願い申し上げます。

議長（渡邊眞弓）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号「監査委員の選任について」原案に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。よって本案は原案のとおり同意することに決しました。退席中の竹内祥浩議員の入場を求めます。

（竹内祥浩議員 着席）

ただいま監査委員に選任されました竹内祥浩議員から御挨拶をお願いいたします。

9番議員（竹内祥浩）

議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま監査委員として選任の御同意をいただきました竹内祥浩でございます。微力ではございますが、市原代表監査委員さんと協力して、健全な組合運営のために職務を遂行してまいり所存でございます。今後とも、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

議長（渡邊眞弓）

以上をもちまして、本日の臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

管理者（宮島壽男）

議長のお許しを得ましたので、第3回臨時会の閉会にあたりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（渡邊眞弓）

以上をもちまして、令和7年第3回西知多医療厚生組合議会臨時会を閉会いたします。終始、御協力ありがとうございました。

（7月3日 午後2時38分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年（2025年）7月3日

西知多医療厚生組合議会 議長 北川 明 夫

議長 渡 邊 眞 弓

3番署名議員 中 村 義 幸

8番署名議員 高 橋 至